

試薬に関連する法規制の動き(令和 7 年 7 月 1 日～年 9 月 30 日)

	ページ
1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正.....	1
2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正	1
3. 医薬品医療機器等法関連の改正	2
4. 麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）関連の改正.....	3

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「新規化学物質」の名称の公示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 7 号（令和 7 年 7 月 31 日付官報）により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき同項第 2 号から第 5 号に該当するものである旨の通知をされた新規化学物質の名称が、新たに公示された。

（通し番号 1666～1822／157 物質）

（参照：経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/kokuji_250731.pdf）

1-2. 「新規化学物質」の名称の改正

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 6 号（令和 7 年 7 月 31 日付官報）により、次の物質の名称が改正された。

通し番号	名 称	官報整理番号
1308	1, 3, 5-トリアジナントリオンの亜鉛塩	(5)-7103

（参照：経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/bulletin_shirokaisei_250731.pdf）

2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

（1）労働安全衛生法第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が 149 件公表された。

（通し番号 32124～32272）

（参照：厚生労働省 職場のあんぜんサイト https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202509kag_new.htm）

2-2.「名称等を表示・通知すべき危険物及び有害物」の削除

厚労省令 90 号（令和 7 年 9 月 19 日付官報）により、労働安全衛生法第 57 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき名称等を表示・通知しなければならない物のうち、次の 2 物質が削除された。（施行日：令和 7 年 9 月 19 日）

項	物	備考
1129	ステアリン酸ナトリウム	
2268	りん酸トリフェニル	

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250922K0030.pdf>）

3. 医薬品医療機器等法関連の改正

3-1. 指定薬物に指定

（1）厚生労働省令第 73 号（令和 7 年 7 月 3 日付官報）により、次の 3 物質が「指定薬物」に指定された。（施行日：令和 7 年 7 月 13 日）

	名 称
物質 1	7-アリル-N, N-ジエチル-4-(チオフェン2-カルボニル)-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
物質 2	2-(4-エトキシベンジル)-1-(エチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
物質 3	2-シクロヘキシルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250703I0020.pdf>）

（参照：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00029.html）

（2）厚生労働省令第 73 号（令和 7 年 8 月 29 日付官報）により、次の 3 物質が「指定薬物」に指定された。（施行日：令和 7 年 9 月 8 日）

	名 称
物質 1	N'-(1, 1-ジメチルエトキシカルボニル)-N, N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
物質 2	5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びその塩類
物質 3	4-ベンゾイル-N, N-ジエチル-7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250829I0020.pdf>）

（参照：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00031.html）

3-2. 指定薬物の指定を削除、記載事項の変更

厚生労働省令第 89 号（令和 7 年 9 月 19 日付官報）により、次の 4 物質が「指定薬物」の指定から削除され、1 物質の記載事項が変更された。（施行日：令和 7 年 10 月 3 日）

削除	対象物質
62	1－（エチルアミノ）エチル－2－（4－イソプロポキシベンジル）－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
99	2－（4－エトキシベンジル）－5－ニトロ－1－〔2－（ピペリジン－1－イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類
194	5－ニトロ－2－（4－プロポキシベンジル）－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類
334	2－（4－メトキシベンジル）－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類

※当該物質は政令第 312 号（令和 7 年 9 月 3 日付官報）により新たに「麻薬」に指定されたため、指定薬物から削除となった。

変更	対象物質（下線部追記）
354 350	6 a, 7, 8, 9, 10, 10 a－ヘキサヒドロ－6, 6, 9－トリメチル－6 <i>H</i> －ジベンゾ [<i>b</i> , <i>d</i>] ピランの 1 位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、且つ 3 位に直鎖状アルキル基（炭素数が 3 から 8 までのものに限る。）が結合するものであって、1 位及び 3 位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250919I0020.pdf>）

4. 麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）関連の改正

4-1. 麻薬及び向精神薬に指定

政令第 312 号（令和 7 年 9 月 3 日付官報）により、次の 5 物質が「麻薬」に、1 物質が「向精神薬」に指定された。（施行日：令和 7 年 10 月 3 日）

（1）「麻薬」に指定された物質

物質①	1－（エチルアミノ）エチル－2－（4－イソプロポキシベンジル）－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
物質②	2－（4－エトキシベンジル）－5－ニトロ－1－〔2－（ピペリジン－1－イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類
物質③	5－ニトロ－2－（4－プロポキシベンジル）－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類
物質④	6 a, 7, 8, 9, 10, 10 a－ヘキサヒドロ－6, 6, 9－トリメチル－3－ペンチル－6 <i>H</i> －ジベンゾ [<i>b</i> , <i>d</i>] ピラン－1－オール及びその塩類
物質⑤	2－（4－メトキシベンジル）－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類

（2）「向精神薬」に指定された物質

物質	<i>N</i> －（プロパン－2－イル）カルバミン酸－2－〔（カルバモイルオキシ）メチル〕－2－メチルペンチル（別名カリソプロドール）及びその塩類
----	--

（参照：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00030.html）

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250904I0030.pdf>）